第三十七条第四項中「前項」を「第二項」に、「第六十条第二項、第六十一条第一項及び第五項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第五項中「又は第五項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、「とし、法第六十一条第五項の規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないもの」を削り、同条第六項を削る。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節　認定農地所有適格法人等の課税の特例

第三十七条の四第四号及び第五号中「国内において行う」を削り、「限る。）」の下に「及び国外にある資産（恒久的施設を通じて行う事業（人格のない社団等に該当するものにあつては、収益事業に限る。）に係るものに限る。）」を加える。

第三十八条第五項の表第百三十五条第二項の項中「。）」を削り、同条第六項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十九条第二項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条第四十三項の表第百三十五条第二項の項中「。）」を削り、同条第四十四項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改め、同表第二十九条第二項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第三十八条の四第十項第三号ロ中「第百十一条において」を「第百十一条の規定により」に改め、「含む。）」の下に「又は同法第七十七条の二第四項」を加え、「第百十条第三項、第百十条の二第四項若しくは第百十条の三第三項」に改め、同条第四十三項の表第百三十五条第二項の項中「。）」を削り、同条第四十四項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改め、同表第二十九条第二項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第三十九条第五項中「第八項、第十六項及び第十八項第一号」を「以下この条」に改め、同条第六項中「区画整理会社（」の下に「以下この項及び」を、「有する土地等」の下に「（法第六十四条第一項第三号に規定する土地等をいう。以下この項、第十六項及び第十八項において同じ。）」を加え、「同法第九十四条」を「土地区画整理法第九十四条」に改め、同条第七項中「いずれか」の下に「（同項の申出をした者が同法第七十条の二第一項の申出をすることができる場合には、第一号に掲げる場合に限る。）」を加え、「ものとして」を「ことを」に、「得」を「得て」に、「認めた」を「、認めた」に改め、同条第十項中「第二百二条第二項各号に掲げる要件の全てを満たす」を「第二百二条第一項の申出をすることができる」に、「ものとして」を「ことを」に改め、同条第十六項中「同条第一項第三号に規定する」及び「（以下この項及び第十八項において「土地等」という。）」を削り、同条第十八項第一号中「第七十三条第一項第二号」の下に「若しくは第七号」を加え、同項第三号中「及び第七号」を「又は第七号」に改める。

第三十九条の二第十項第一号中「に係るもの」を削り、「第百四条第一項」の下に「（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「当該譲渡した資産に係る権利変換により取得した」を「法第六十五条第七項の」に、「又は地上権の共有持分」を「若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に、「、当該譲渡した」を「、当該」に改め、同項第二号中「に係るもの」を削り、「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に改め、「建築施設の部分の」を削り、「当該譲渡した」を「当該」に、「に乗じて」を「（当該給付を受ける権利とともに法第六十五条第一項に規定する補償金等を取得した場合には、当該価額に第四項に規定する割合を乗じて計算した金額）に乗じて」に改め、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十二項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二百四十八条第一項」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を、「地上権の共有持分」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第六十五条第八項に規定する政令で定める規定は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定とする。

第三十九条の七第五項第一号中「同項第十五号」を「同項第二十号」に、「及び施設建築物の一部等及び個別利用区内の宅地」に改め、同条第二十七項第四号中「同項の施設建築物」を「同条第一項第四号の施設建築物」に、「若しくは同項の建築施設の部分の」を「（都市再開発法第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権若しくは同号に規定する」に、「同条第八項」を「法第六十五条第八項」に、「同法第百十条の二第一項第五号の防災施設建築物」を「（密集市街地における防災施設建築物の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区」に改め、同項第五号中「同項の施設建築物」を「同条第一項第四号の施設建築物」に、「若しくは同項の建築施設の部分の」を「（都市再開発法第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは同号に規定する」に、「同条第八項」を「法第六十五条第八項」に、「同項の防災施設建築物」を「同条第一項第五号の防災施設建築物」に、「又は同条第九項」を「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は法第六十五条第九項」に改める。

第三十九条の十二第五項中「第十項まで及び第十二項」を「第十二項まで及び第十四項」に改め、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十五項」に、「同条第一項」を「、同条第一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六十六条の四第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六十六条の四第六項第二号」を「第六十六条の四第八項第二号」に改め、同項第一号中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六十六条の四第六項第一号」を「第六十六条の四第八項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　法第六十六条の四第七項に規定する前事業年度等がない場合その他の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第六十六条の四第七項の法人の前事業年度等（同項に規定する前事業年度等をいう。次項において同じ。）がない場合

二　法第六十六条の四第七項の一の国外関連者が同項の法人の当該事業年度において当該法人に係る国外関連者に該当することとなつた場合（前号に掲げる場合を除く。）

12　法第六十六条の四第七項に規定する国外関連取引がない場合として政令で定める場合は、同項の法人の前事業年度等において当該法人に係る一の国外関連者との間で行つた国外関連取引がない場合（前項各号に掲げる場合に該当することにより前事業年度等において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引がない場合を除く。）とする。